

発議案第 19 号

避難所となる学校体育館のエアコン整備促進のための財政支援を求める
意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1
項の規定により提出します。

令和8年9月16日

八千代市議会議長 塚 本 路 明 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	飯 川 英 樹
	同	三 田 登

提案理由

国に対し、避難所となる学校体育館のエアコン整備促進のための財政支援を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

避難所となる学校体育館のエアコン整備促進のための財政支援を
求める意見書

熊本県内で最大震度 7 を観測した本年 7 月の地震により、9 月 9 日時点で 38 名の死亡が確認され、約 2,000 人が避難生活を余儀なくされている。文部科学省によると、5 月時点での公立学校施設の体育館等の空調設備設置率は、全国平均の約 33 % に対し、熊本県は約 20 % にとどまっている。多くの避難者が酷暑の中、エアコンのない避難所で過ごさなければならない状況は、まさに人災とも言えるものである。

体育館は子供たちの学習、生活の場であると同時に、災害時には地域の安全を守る最前線の避難施設として重要な役割を果たしている。避難所における高齢者等の要配慮者の災害関連死を防ぐためにも、エアコンの設置を一層加速させることが重要である。

一方、体育館は規模が大きく、エアコンの設置費用や維持管理費も多額となることから、財政状況の厳しい地方自治体にとって、整備に必要な予算を確保することは容易ではない。

令和 6 年度補正予算で新設された文部科学省の空調設備整備臨時特例交付金により、学校体育館への空調設備整備費については 2 分の 1 が国から補助されるほか、残りの地方負担分についても地方債を活用することができ、その元利償還金の 50 % が地方交付税で措置されるため、実質的な地方負担は 25 % となっている。

しかしながら、本市の学校体育館のエアコン設置率は約 18 % にとどまっており、全校の整備完了は令和 11 年度となる見通しであることから、整備の更なる前倒しのためには補助率の引上げ及び維持管理費への十分な補助等が必要である。

よって、本市議会は国に対し、避難所となる学校体育館のエアコン整備促進のための財政支援を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 30 日

八 千 代 市 議 会

提出先

内 閣 総 理 大 臣 様

文 部 科 学 大 臣 様